

医療法施行令等の一部を改正する政令について

I. 改正の趣旨

- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）の一部が平成 27 年 4 月 1 日から施行され、
 - ・ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）（臨床研究中核病院関係）
 - ・ 歯科技工士法（昭和 30 年法律第 168 号）（歯科技工士国家試験関係）
 - ・ 臨床検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号）（臨床検査技師の業務範囲関係）等が改正される。
- 本政令案は、医療介護総合確保推進法の一部が平成 27 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、臨床研究中核病院に係る変更の届出、歯科技工士免許に関する事項の登録等の手数料の額、臨床検査技師が診療の補助として行う検体採取等について定めるものである。

II. 改正の内容

(1) 臨床研究中核病院関係

- 臨床研究中核病院の開設者は、臨床研究中核病院に係る事項に変更が生じたときは、10 日以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならないこと等とすること（医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）の一部改正）。

(2) 歯科技工士国家試験関係

- 歯科技工士名簿への登録に係る手数料の額を 4,750 円、歯科技工士免許証明書の書換交付に係る手数料の額を 2,850 円、歯科技工士国家試験の受験手数料の額を 30,000 円等と定めること（歯科技工士法施行令（昭和 30 年政令第 228 号）の一部改正）。

(3) 臨床検査技師の業務範囲関係

- 臨床検査技師の業務範囲に新たに追加される検体採取の具体的な内容として、①鼻腔拭い液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液等を採取する行為、②表皮及び粘膜を採取する行為、③膿を採取する行為、④体表の付着物を採取する行為、⑤綿棒を用いて肛門から便を採取する行為を定めること（臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 226 号）の一部改正）。

(4) その他所要の改正

- 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）及び国立大学法人法施行令（平成 15 年政令第 478 号）について所要の規定の整備を行うこと。

<根拠条文>

- ・ 医療法第 6 条及び第 30 条の 2
- ・ 歯科技工士法第 9 条の 6 第 2 項、第 10 条、第 12 条の 2 第 1 項及び第 15 条の 2 第 1 項
- ・ 臨床検査技師等に関する法律第 11 条
- ・ 地方自治法第 228 条第 1 項

III. 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日